

科研費電子申請システムに関するFAQ(研究成果公開促進費)

(個人・研究者グループ用【対象種目:学術図書、データベース】)

※本FAQは、研究成果公開促進費への応募に当たり、科研費電子申請システムの操作等について想定される質問をまとめたものです。応募にあたっては、令和3(2021)年度研究成果公開促進費公募要領等及び「科研費電子申請システム」の各画面の注意事項をよく確認してください。

○研究成果公開促進費(日本学術振興会ホームページ)

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/13_seika/index.html

○科研費電子申請システム

<https://www-shinsei.jsps.go.jp/>

応募者・研究機関共通

1. 研究成果公開促進費への応募登録等について

問1 科研費電子申請システムで研究成果公開促進費に応募するためのログインID・パスワードはどのように取得するのですか？

(答) 応募予定者自らが、科研費電子申請システムの「研究成果公開促進費応募者向けページ」にて応募者情報の登録を行い、研究成果公開促進費応募用ID・パスワードを取得してください。詳細は、令和3(2021)年度研究成果公開促進費公募要領等を確認してください。

問2 研究成果公開促進費に応募するためのログインID・パスワードの取得期限はいつまでですか？

(答) 令和2(2020)年10月30日(金)16:30までとなります。期限までに応募情報仮登録申請が完了していない場合、ID・パスワードを取得することができませんので、余裕をもって手続きを行ってください。

問3 研究成果公開促進費への応募を予定していますが、応募に当たり府省共通管理システム(e-Rad)への研究者情報登録は必要ですか？

(答) 研究成果公開促進費への応募に当たりe-Radへの研究者情報の登録は不要です。

※本公募期間中に、所属研究機関において科研費応募資格を付与されるようでしたら、e-Rad への研究者情報の登録後に、研究成果公開促進費応募用 ID・パスワードの取得を行ってください。所属研究機関において科研費の応募資格有りとして登録されている方については、登録されている内容に誤り等がないか確認してください。

問4 科研費電子申請システムで基盤研究等を応募する際に使用している ID・パスワードをそのまま使用することはできますか。

(答) 研究成果公開促進費に応募するための ID・パスワードは、基盤研究等のものとは異なります。科研費電子申請システムの「研究成果公開促進費応募者向けページ」から研究成果公開促進費応募用の ID・パスワードを別途取得していただく必要があります。

問5 学会に所属する研究グループが、データベースへの応募を希望していますが「学会、学協会」、もしくは「個人、研究者グループ」のどちらで登録すればいいのでしょうか。

(答) 当該データベースの作成を、学会とは独立した研究者グループの事業として行っている場合は「個人・研究者グループ」として登録してください。学会の事業として行っている場合は「学会、学協会」として登録してください。

応募者向けFAQ

1. 応募者情報登録・修正等について

問6 応募者情報仮登録（ID・パスワードの取得）申請をしましたが、仮登録完了メールが届きません。

(答) ○研究機関所属者以外の場合（機関番号「99999」を入力して申請した場合）
以下の可能性が考えられます。

- ①迷惑メールとして自動で振り分けられている。
- ②メールアドレスの受信許可設定をしているため受信できていない。
- ③応募者情報仮登録申請した際のメールアドレスの記載に誤りがある。
- ④重複登録等の可能性があるため、日本学術振興会で登録申請内容の確認をしている。

申請から2週間経過してもメールが届かない場合は、12頁に記載の問い合わせ・資料送付先まで連絡してください。

○研究機関所属者の場合（機関番号「99999」以外を入力して申請した場合）
研究機関所属者については、所属研究機関の科研費担当者においてID申請者情報の確認後に仮登録完了メールを送信することとなっておりますので、仮登録完了通知メールが到着するまでタイムラグが発生します。

また、以下の可能性も考えられます。

- ①迷惑メールとして自動で振り分けられている。
- ②メールアドレスの受信許可設定をしているため受信できていない。
- ③応募者情報仮登録申請した際のメールアドレスの記載に誤りがある。
- ④所属研究機関での確認等に時間を要している。
- ⑤重複登録等の可能性があるため、日本学術振興会で確認をしている。

申請から2週間経過してもメールが届かない場合は、所属研究機関の科研費担当者を通じて、12頁に記載の問い合わせ・資料送付先まで連絡してください。

問7 応募者情報仮登録申請をしようとするとエラーとなり登録できません。

(答) 応募者情報本登録完了後に、再度応募者情報の仮登録申請をおこなっている可能性があります。

応募者情報の登録は当該応募年度において1人1回のみとなります。応募用ID・パスワードを紛失してしまった場合は、IDの確認（問9参照）、パスワードの再発行（問10参照）をしてください。

当該応募年度に初めて応募者情報仮登録申請したにもかかわらずエラーとなる場合は、12頁に記載の問い合わせ・資料送付先まで連絡してください。

問8 応募者情報本登録申請をしようとするとエラーとなり登録できません。

(答) 応募者情報仮登録完了通知メールの受信から72時間以上経過しているか、応募者情報仮登録で入力した氏名フリガナ又は生年月日が本登録申請で入力した内容と異なっている可能性が考えられます。再度、応募者情報仮登録申請を10月30日(金)16:30までに行ってください。

問9 IDを忘れてしまいました。

(答) 以下のいずれかの方法により確認することができます。

- ①本登録完了時に受信されたメール本文に記載されていますのでご確認ください。
- ②科研費電子申請システムにアクセスし、研究成果公開促進費応募者向けページ画面の「IDを確認する」から、必要事項を入力の上、IDを確認してください。

問10 パスワードを忘れてしまいました。

(答) 科研費電子申請システムにアクセスし、研究成果公開促進費応募者向けページ画面の「パスワードを再発行する」からパスワードを再発行してください。

問11 ID・パスワードを忘れてしまいました。

(答) ID確認後(問9参照)、パスワードを再発行(問10参照)してください。

問12 ID・パスワード発行後、登録済の応募者情報の変更はできますか。

(答) 応募書類の送信(提出)前であれば、所定の手続きにより以下の項目を変更できます。

①自宅住所・補助金の管理委任状況の変更

個人管理の場合は「変更願(様式U-51-1)」、本人確認用証明書のコピーを12頁に記載の問い合わせ・資料送付先に郵送してください。

機関管理の場合は「変更願(様式U-51-1)」を所属研究機関担当者へ提出してください。内容を確認後、機関担当者から問い合わせ・資料送付先に郵送します。

確認書類等の詳細は「様式U-51作成上の注意」をご参照ください。

②所属研究機関

<機関管理（研究機関が管理の委任を承諾した場合）>

(1) 研究機関から研究機関への異動

別の研究機関に異動する場合は、異動後の研究機関において「科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（研究成果公開促進費）に係る応募等の諸手続き及び管理の委任」を行う必要がありますので**本登録済のIDを取り下げ、改めて仮登録申請から行う必要があります。**IDの取り下げにつきましては、異動前の研究機関を通じて12頁に記載の問い合わせ・資料送付先に至急ご連絡ください。

(2) 研究機関から研究機関以外（民間企業等）への異動、退職

研究機関担当者に異動等についての連絡と、「機関管理承諾・不承諾登録」画面において「不承諾」とするように連絡してください。管理種別が個人管理になります。

<個人管理（所属する研究機関が管理の委任を不承諾とした場合又は研究機関に所属していない場合）>

(1) 研究機関以外への異動

自宅住所の変更を伴わない場合、応募情報の変更は不要です。

(2) 研究機関への異動

問12②を参照してください。

③部局名（機関管理のみ）

研究機関担当者が、「研究成果公開促進費ID申請者情報確認・修正」画面上で修正可能です。

④上記以外の応募者情報（職名、メールアドレス、自宅電話番号）

応募者本人が、「応募者情報変更」画面において職名、メールアドレス、自宅電話番号の変更が可能です。

問13 個人管理で本登録していましたが、応募書類提出期限前に研究機関に所属することになりました。この場合どうすればいいですか。

（答）①計画調書提出（送信）前に異動する場合

研究機関に所属することになった場合は、所属研究機関に「科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（研究成果公開促進費）に係る応募等の諸手続き及び管理の委任」を行う必要がありますので**本登録済のIDを取り下げ、改めて仮登録申請から行う必要があります。**IDの取り下げにつきましては、12頁に記載の問い合わせ・資料送付先に早急にご連絡ください。

②計画調書提出（送信）後に異動する場合

計画調書提出後の変更はできません。採択された場合には、交付申請（研究成果公開促進費に採択された研究代表者が補助金の交付を申請する手続き）時に異動の手続きを行ってください。詳細は交付内定時に別途連絡します。

問 14 計画調書提出（送信）後に、応募者情報に変更となった場合はどうすればいいですか。

（答） 計画調書提出後は応募者情報の修正の必要はありません。（一度提出した計画調書の内容を修正することは認められません。）

採否の結果は文書で通知します。個人申請の方で、自宅住所が変更となった場合は、事前に郵便物の転送手続きを行っていただくようお願いいたします。

問 15 前年度以前に取得した ID・パスワードの再利用は可能ですか。

（答） ID・パスワードは当該応募年度のみ使用可能であるため、前年度以前に取得した ID・パスワードの再利用はできません。本年度新たに ID・パスワードの申請をお願いいたします。

2. 研究成果公開促進費の管理の委任依頼について

問 16 研究機関に所属していますが、必ず所属研究機関に研究成果公開促進費の管理の委任をしなければなりませんか。

（答） 研究機関に所属している方につきましては、必ず所属研究機関に研究成果公開促進費の管理の委任をしてください。応募者情報仮登録の際、所属研究機関への管理の委任をしない場合は、仮登録（申請）できないようになっています。

問 17 研究機関所属ではありませんが、勤務先に研究成果公開促進費の管理の委任をする必要はないのでしょうか。

（答） 研究機関に所属されていない場合、研究成果公開促進費の管理は研究代表者個人で行っていただくこととなります。したがって、応募者情報仮登録の際、「所属研究機関への

管理の委任を依頼する」にチェックできないようになっています。

3. 応募者情報仮登録の入力について

問 18 複数の大学の非常勤講師になっていますが、特定の大学には所属していません。応募者仮情報登録の際、機関番号を入力する必要がありますか。入力する場合はどこの機関の番号を入力すればいいですか。

(答) e-Radに「科研費の応募資格有り」として登録されている研究機関がある場合は、その機関番号を入力し、研究成果公開促進費の管理の委任をしてください。いずれの機関においても科研費応募資格を有していない場合は、今回応募を予定している機関担当者へ研究成果公開促進費の管理委任について事前に確認してください。承諾の場合は当該機関管理とし、不承諾の場合は個人管理としてください。

問 19 社会人大学院生ですが、応募者情報仮登録の「所属研究機関」に所属研究機関と元々の所属機関（企業等）とどちらを入力すればよろしいですか。

(答) 研究成果公開促進費への応募を予定している身分に応じて入力してください。例えば、社会人大学院生としての応募を予定しているのであれば、5桁の機関番号を入力し、研究成果公開促進費の管理の委任依頼を行ってください。

問 20 大学の附属学校の教員をしていますが、応募者情報仮登録の際、機関番号を入力する必要がありますか。

(答) 研究機関に所属する場合は、機関番号を入力し、研究成果公開促進費の管理の委任依頼を行ってください。

問 21 メールアドレスを持っていませんが、応募可能でしょうか。

(答) メールアドレスは応募者情報登録の際の必須項目ですので、必ず事前に取得してください。

4. 計画調書（Web入力項目）について

問 22 受付中研究種目一覧に応募したい種目が表示されません。

（答） 以下の可能性が考えられます。

①応募情報が入力可能な期間ではない。

→ IDは公募開始時点から取得できますが、応募情報が入力可能になるのは公募開始からおよそ2週間程度です。

②当該種目に応募可能な区分のIDを取得していない。

→個人・研究者グループとして取得したIDで応募できるのは、学術図書とデータベースのみです。研究成果公開発表や国際情報発信強化に応募する場合には、別途学会・学協会のIDを取得する必要があります。

問 23 自動表示されている項目に誤りがあります。

（答） 応募者情報登録の修正が必要です。問 12 を参照してください。

問 24 入力欄が足りないのですがどうしたらいいでしょうか。

（答） 入力欄に収まるよう、内容がある程度判別できるような形でまとめて入力してください。

問 25 学術図書の刊行物の名称に JIS 第一水準・第二水準にない文字を使用したいと思っておりますが、科研費電子申請システム上で入力できません。置き換えて入力し、実際の刊行物は異なる文字を使って刊行しても構わないでしょうか。

（答） 置き換えて入力してください。なお、採択された場合は交付申請書提出時に正しい文字で申請していただくこととなります。刊行物の名称に、JIS 第一水準・第二水準以外の文字が多用され、置き換えが困難である場合には、Web入力項目には邦題を入力してください（例「邦題：〇〇〇〇」）。同時に、添付ファイル項目（様式S-51-4）2. 刊行物の内容（概要）記入欄の1行目に、原語による刊行物の名称と邦題を併記してください。（例「刊行物名称：△△△△△△ （邦題：〇〇〇〇）」）

5. 添付ファイル（計画調書（添付ファイル項目）、別添書類）について

問 26 計画調書（添付ファイル項目）、別添書類がアップロードできません。（アップロードしようとするエラーになります。）

（答） 以下の可能性が考えられます。

①アップロード可能なファイル形式ではない。

→Word または PDF ファイルのみアップロード可能です。

②計画調書（添付ファイル項目）が所定のページ数ではない。

→指示内容通りのページ数で作成されているか確認してください。

③1ファイルの容量が3MB以上

→3MB以上の添付ファイルは送信できません。スキャンデータの場合はカラーではなくモノクロにする、判読可能な範囲で解像度を下げるなど、3MB未満にしてからアップロードしてください。

問 27 別添書類をPDF化せずに、Wordファイルで添付することはできますか。

（答） システム上は可能ですが、閲覧環境によりフォントが置き換わる等して体裁が崩れる恐れがありますので、PDF化してアップロードすることを推奨しております。また、見積書等の押印が必要な書類については、押印されたものをPDF化して添付いただく必要があります。ファイル形式に関わらず、押印が必要な書類において、印影のない場合は審査に付されませんので、ご注意ください。

研究機関担当者向け F A Q

1. I D 申請者（応募者）確認について

問 28 I D 申請者の中に、本学に所属していない申請者の氏名があります。

(答) 12 頁に記載の問い合わせ・資料送付先に連絡してください。

問 29 本学で機関管理予定の I D 申請者の登録内容に誤りがある場合どうすればいいですか。

(答) 以下のいずれかの方法により修正してください。

①申請者本人が、12 頁に記載の問い合わせ・資料送付先に連絡し、I D の取り下げ依頼をする。I D 取り下げ後、正しい情報で再度仮登録を行う。

②機関管理を承諾とし、承諾後に登録済の応募者情報を修正する（又は修正してもらう）。

(1) 氏名・自宅住所・生年月日・研究者番号・特別研究員奨励費の交付状況の変更
「変更願（様式 U-51-1）」を問い合わせ・資料送付先に郵送してください。提出にあたっては、必ず変更内容を確認し、応募者から提出された様式の所属研究機関担当者確認欄にチェック を入れた上で提出してください。

(2) 部局名

研究機関担当者が、「I D 申請者情報確認・修正」画面上で修正可能です。

(3) 職名、電話番号、メールアドレス

本人が、「応募者情報修正」画面上で修正可能です。

2. 研究成果公開促進費の管理の委任の承諾・不承諾について

問 30 本学に所属している申請者は全て機関管理を承諾しなければならないのでしょうか。

(答) 科研費の応募資格を有している者又は特別研究員奨励費の交付を受けている者の場合は機関管理が必須です。それ以外の者についても可能な限り機関管理をお願いしておりますが、研究機関で承諾できない適切な理由がある場合には「不承諾」とすることができず、不承諾となった場合には、申請者に不承諾理由が通知され個人管理となります。

問 31 科研費の応募資格を有しておらず、特別研究員奨励費の交付も受けていないのに、不承諾の登録ができない申請者がいます。

(答) 当該応募者の応募者内容及び e-Rad の登録情報をご確認ください。なお、誤って登録した特別研究員奨励費の交付状況を変更する場合には「変更願（様式U-51-1）」の提出が必要です（問 12 参照）。原因がわからない場合は、12 頁に記載の問い合わせ・資料送付先に連絡してください。

問 32 本学の研究成果公開促進費応募予定者について、機関管理を承諾していましたが、応募者の本登録以降に生じた事情の変更により、不承諾とせざるを得なくなりました。このような変更は可能ですか。

(答) 応募者本登録の完了以降も、機関担当者向けメニューの「機関管理承諾・不承諾登録」画面で「不承諾」の登録を行うことが可能です（研究機関を異動する場合は問 33 参照）。ただし、科研費の応募資格を有している応募者の場合は機関管理が必須となっておりますので、「不承諾」の登録はできません（問 30 参照）。変更が必要な場合は、12 頁に記載の問い合わせ・資料送付先に連絡してください。

問 33 本学の研究成果公開促進費応募予定者について、応募期間内に異動することになりました。機関管理を不承諾としても構いませんか。

(答) 異動先によって以下のように対応してください。（問 12 参照）

(1) 研究機関から研究機関への異動

別の研究機関に異動する場合は、異動後の研究機関に「科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（研究成果公開促進費）に係る応募等の諸手続き及び管理の委任」を行う必要がありますので**本登録済の ID を取り下げ、改めて仮登録申請から行う必要があります。** ID の取り下げにつきましては、異動前の研究機関を通じて 12 頁に記載の問い合わせ・資料送付先に依頼してください。

(2) 研究機関から研究機関以外（民間企業等）への異動、退職

異動前の研究機関担当者は、「機関管理承諾・不承諾登録」画面において「不承諾」を選択してください。→個人管理へ管理種別が変更になります。

問 34 本学の研究成果公開促進費応募予定者について、機関管理することを不承諾としましたが、その後の事情の変更により機関管理することを承諾したいと考えています。このようなことは可能ですか。

(答) 12 頁に記載の問い合わせ・資料送付先に管理種別の切り替えを依頼してください。

3. その他

問 35 研究機関以外の事務は、機関担当者向けの科研費電子申請システムを閲覧することはできないのでしょうか？

(答) 機関担当者向けの科研費電子申請システムは、科学研究費補助金取扱規程第 2 条に規定された研究機関の事務担当者のみ閲覧可能です。

(問い合わせ・資料送付先)

研究成果公開促進費応募受付担当：

独立行政法人日本学術振興会

研究事業部研究事業課研究成果公開促進費係

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1 (麹町ビジネスセンタービル)

TEL : 03-3263-4926, 4920

e-mail : seikakoukai@jsps.go.jp